

指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：日管株式会社（法人番号5080401003861）
業 者 の 住 所：静岡県浜松市中区池町220-4
2. 指名停止措置期間：令和6年6月13日から令和6年9月12日まで
（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
日管株式会社の元取締役は、令和2年5月から6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、その後も、同年6月から8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札においても、同区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。
令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、同元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。
なお、公訴時効（3年）が成立している。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1月以上9月以内